

〔平成 18 年 2 月市長決裁〕

〔平成 23 年 3 月一部改訂〕

〔平成 29 年 7 月一部改訂〕

〔平成 30 年 5 月一部改訂〕

〔令和 4 年 4 月一部改訂〕

〔令和 6 年 4 月一部改訂〕

〔令和 7 年 4 月一部改訂〕

指定管理者制度に係る 基本方針

東 大 和 市

指定管理者制度に係る基本方針

【目次】

I 指定管理者制度の概要

- 1 指定管理者制度の法制化 1
- 2 公の施設について..... 2
- 3 指定管理者制度を適用するにあたって、地方自治法、国の通知により必要とされる事項 2
 - (1) 条例で定めるべき事項
 - (2) 指定の方法
 - (3) 事業報告書の提出
 - (4) 利用料金制
 - (5) 指定管理者に支出する委託費の額等の細目的事項

II 公の施設における管理運営のあり方の検討

- 1 施設管理運営の点検..... 3
- 2 指定管理者制度導入の適否の検討及び移行計画の作成 3
- 3 指定管理者制度への対応と段階的移行 4

III 指定管理者制度の導入に係る基本方針

- 1 方針の位置づけ..... 5
- 2 募集 5
 - (1) 指定管理者選定基準等検討部会の設置
〔指定管理者制度における手続きの流れ〕
 - (2) 条例化
 - (3) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (4) 休館日・開館時間
 - (5) 使用許可の基準・使用制限の要件
 - (6) 指定管理者の指定を受けるための応募資格、応募者の制限
 - (7) 指定管理者の指定期間
 - (8) 利用料金制の採用
- 3 選定 10
 - (1) 指定管理者選定委員会の設置
 - (2) 指定管理者の選定のあり方
 - (3) 指定管理者の選定の際の評価基準
 - (4) 指定管理者の公募の実施

(5) 選定結果の公表	
4 協定	1 2
(1) 指定管理委託料の取り扱い	
(2) 協定に盛り込むべき内容	
5 管理	1 3
(1) 指定管理者が行う業務の再委託	
(2) 指定管理者制度を適用した場合の苦情等への対応	
(3) 指定管理者の監督と事業内容等の点検	
(4) 指定管理者が管理する公の施設で事故があつた場合の損害賠償請求等の 対応	
6 個人情報保護・情報公開	1 5
(1) 個人情報の適正な取り扱い	
(2) 情報公開	

I 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度の法制化

「公の施設」の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号、平成 15 年 6 月公布・9 月施行）により、従来の地方団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（「指定管理者」）が管理を行う制度に転換が図られた。

「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日付け総行行第 87 号、総務省自治行政局長通知）によれば、指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」とされた。

その後、「指定管理者制度の運用について」（平成 22 年 12 月 28 日付け総行経第 38 号、総務省自治行政局長通知）において、指定管理者制度は、「公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため」設けられたとされている。本通知では、地方公共団体における留意点として、「指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっている」ことが明示されている。

施設の業務を一部委託する業務委託と、指定管理者制度の比較は以下のとおりである。

業務委託と指定管理者制度との比較

	業務委託	指定管理者制度
1) 受託主体	限定はない。 * 議員、長についての 禁止規定あり（地方 自治法第 92 条の 2、 142 条）	法人その他の団体 * 法人格は必ずしも必要ではない。 ただし、個人は不可。
2) 法的性格	契約に基づく個別の 事務又は業務の執行 の委託 「私法上の契約関係」	「指定」（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を、 指定を受けた者に委任するもの 「管理代行」 * 委任：当該事務が受任者の職務権限となり、その事務につ いては、受任者がもっぱら自己の責任において処理することになる。
3) 公の施設の 管理権限	設置者たる地方自治 体が有する。	指定管理者が有する。 * 「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定めることを要する。
4) 施設管理者	市が設置する。	指定管理者が設置する。

2 公の施設について

- ① 「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第 244 条）とされている。保育園、体育館、図書館など様々な施設がこれに該当する。ただし、住民の利用に供することが目的ではない庁舎、出張所、給食センター等はこれに該当しない。
- ② 地方自治法の改正により、公の施設の管理については、指定管理者制度を適用するか、直営で管理をしていくかどちらかの方法を選択することとなった。
- ③ 改正前の地方自治法の規定に基づき管理運営委託を行っている「公の施設」については、改正法の経過措置が終わる平成 18 年 9 月 1 日からは従来型の管理運営委託ができなくなっている。

3 指定管理者制度を適用するにあたって、地方自治法、国の通知により必要とされる事項

（１）条例で定めるべき事項

指定管理者制度の適用の有無及び次の事項を条例で定める必要がある。

- ① 指定の手続（地方自治法第 244 条の 2 第 4 項）
- ② 指定管理者が行う管理の基準（地方自治法第 244 条の 2 第 4 項）
- ③ 指定管理者が行う業務の範囲（地方自治法第 244 条の 2 第 4 項）

（２）指定の方法

- ① 指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決が必要である（地方自治法第 244 条の 2 第 6 項）。

[議決すべき事項]（平成 15 年 7 月 17 日付け 総務省自治行政局長通知）

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ・ 指定管理者となる団体の名称
- ・ 指定の期間

- ② 指定管理者の指定は期間を定めて行うことが必要である（地方自治法第 244 条の 2 第 5 項）。

指定管理者の指定の期間は、地方自治法上は条例事項とはされていないが、議会の議決事項の内容には含まれている。

（３）事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、市に提出しなければならない（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項）。

（４）利用料金制

市が適当と認めるときは、利用料金制（公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する制度、ただし、料金の上限は市が条例で決めることが必要である。）を採用することができる（地方自治法第 244 条の 2 第 8・9 項）。

（５）指定管理者に支出する委託費の額等の細目的事項

市と指定管理者との協議により定めるものとし、別途両者間で協定等を締結することが適当であるとされている（平成 15 年 7 月 17 日付け 総務省自治行政局長通知）。

Ⅱ 公の施設における管理運営のあり方の検討

１ 施設管理運営の点検

市は、指定管理者制度が導入されたことを踏まえ、住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、平成 18 年度に、公の施設 182 施設について、民間活力導入によってサービス内容の充実につながる施設かどうかなどの視点から、それぞれの施設所管課において、その管理運営を点検し、民間事業者等との役割分担を検討した。

この検討結果に基づき、平成 22 年度までに、「市民会館」、「市民体育館・市民プール・桜が丘市民広場・上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）・上仲原公園テニスコート」合計 2 施設 6 か所に指定管理者制度を導入し、また、市立保育園 3 園を民設民営に移行した。

なお、改正前の地方自治法の規定に基づき管理運営委託を行っていた「高齢者在宅サービスセンターむこうはら」、「高齢者在宅サービスセンターきよはら」及び「南部地域包括支援センター（現在の名称は「高齢者ほっと支援センターきよはら）」についても、平成 18 年度に指定管理者制度を導入した。

また、令和 4 年度より清原図書館及び桜が丘図書館について、令和 6 年度より清原中央公園運動広場について、指定管理者制度を導入した。

今後も、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることとし、次の視点により、公の施設の適切な管理運営方法を点検し、民間活力の導入について検討していくこととする。

- ① 民間事業者等に委ねることで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できるかどうか。
 - ② 民間事業者等に委ねることで、施設の設置目的を効果的に達成することができるかどうか。
 - ③ 利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政で直接行わなくても確保できる可能性が大きいかどうか。
 - ④ 同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在するかどうか。
 - ⑤ 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能であるかどうか。
 - ⑥ 税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うための収益が見込めるかどうか。

２ 指定管理者制度導入の適否の検討及び移行計画の作成

市は、前述の管理運営の点検結果に基づき、公の施設の管理運営のあり方の検討及び指定管理者制度の移行計画を作成するために、庁内に「公の施設の管理運営のあり方検討委員会」を設置する。

[公の施設の管理運営のあり方検討委員会の組織・所掌事項]

(設置)

指定管理者制度の導入にあたり、公の施設の管理運営のあり方を検討し、計画的な移行を行うために設置する。

(組織)

副市長、議会事務局長、部長及び担当部長の職にあるものをもって組織し、委員長は副市長とする。

(所掌事項)

次の事項について調査審議する。

- 1) 公の施設の管理運営のあり方に関すること。
- 2) 指定管理者制度の導入に伴う移行計画の作成に関すること。

(事務局)

事務局は、政策経営部公共施設再編課とする。

3 指定管理者制度への対応と段階的移行

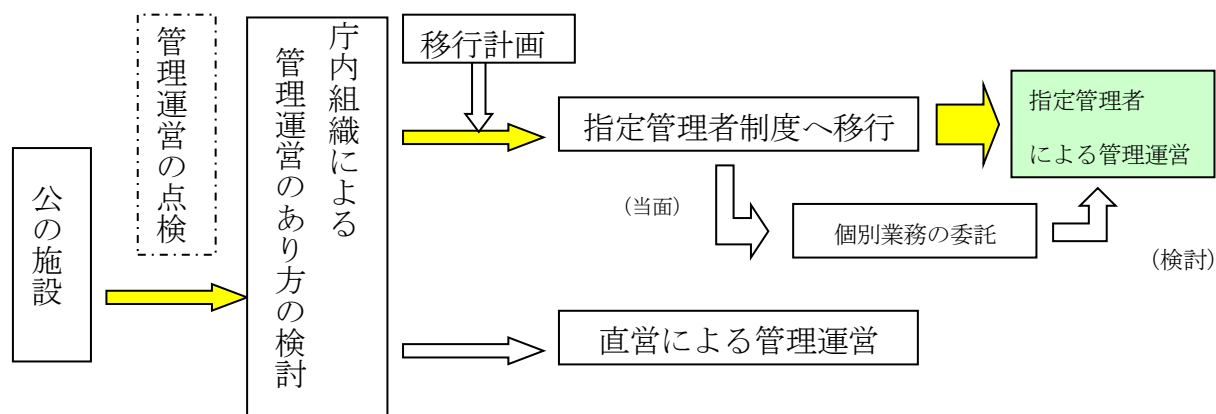
市では、平成 18 年 12 月に「東大和市第 3 次行政改革大綱」を、平成 24 年 1 月に「東大和市第 4 次行政改革大綱」を、平成 29 年 1 月に「東大和市第 5 次行政改革大綱」を、令和 4 年 2 月に「東大和市第 6 次行政改革大綱」を策定してきたが、指定管理者制度の活用は、これらの行政改革大綱の目標に沿ったものである。

指定管理者制度は業務委託に比べ、法制度上、選定手続きの公正性・透明性を担保する手続きが設けられており、市民への説明責任も果たしやすい仕組みになっていることから、市は、公の施設の管理運営への民間活力の導入にあたっては、指定管理者制度を積極的に検討することとする。

なお、指定管理者制度への移行は、移行計画に基づき計画的に行っていくこととする。

ただし、次のような場合には、直ちに指定管理者制度を適用せずに個別業務の委託を先行して実施し、その実績を見極めた上で、指定管理者制度への移行について検討する。

- ① 市民主体の管理運営を目指す施設であって、現時点では活動基盤が必ずしも強固でない団体に管理運営を委ねる場合・・・この場合、市は、団体への個別業務の委託を先行させ、団体の活動基盤の強化に向けた支援を行いながら、指定管理者制度への移行について検討する。
- ② 特定の団体に対し、清掃や施設管理等の個別の業務を委託している施設であって、施設の運営を指定管理者が一括して行うことになると、特定の団体が業務受託する機会を失うことが明らかな場合・・・この場合、市は、個別業務の委託を行いながら、指定管理者制度への移行について検討する。
- ③ 上記以外の場合で、市が当面直営で施設の管理運営を行う必要があると認める施設についても、個別業務の委託を先行して実施し、業務実績を見極めた上で、指定管理者制度への移行について検討する。



Ⅲ 指定管理者制度の導入に係る基本方針

1 方針の位置づけ

指定管理者制度を導入するにあたって必要となる事項について、基本となる方針を以下のとおり定めるものとする。

指定管理者制度は、平成 15 年 9 月から施行された制度であり、制度の定着と充実を図るためには、さらに検討を続ける必要がある。そこで、今回定めた内容について継続的に検証を行い、必要に応じて方針の見直しを行っていくこととする。

2 募集

（1）指定管理者選定基準等検討部会の設置

指定管理者の指定手続の公平かつ適切な執行を図るため、施設ごとに設置する。

〔指定管理者選定基準等検討部会の組織・所掌事項〕

（組織）

行政管理部長、当該施設所管部長、管財課長、財政課長、契約検査課長、人事課長（新たに指定管理者制度を導入する施設に係る検討部会に限る。）及び当該施設所管課長の職にあるものをもって組織し、部会長は当該施設所管部長とする。

（所掌事項）

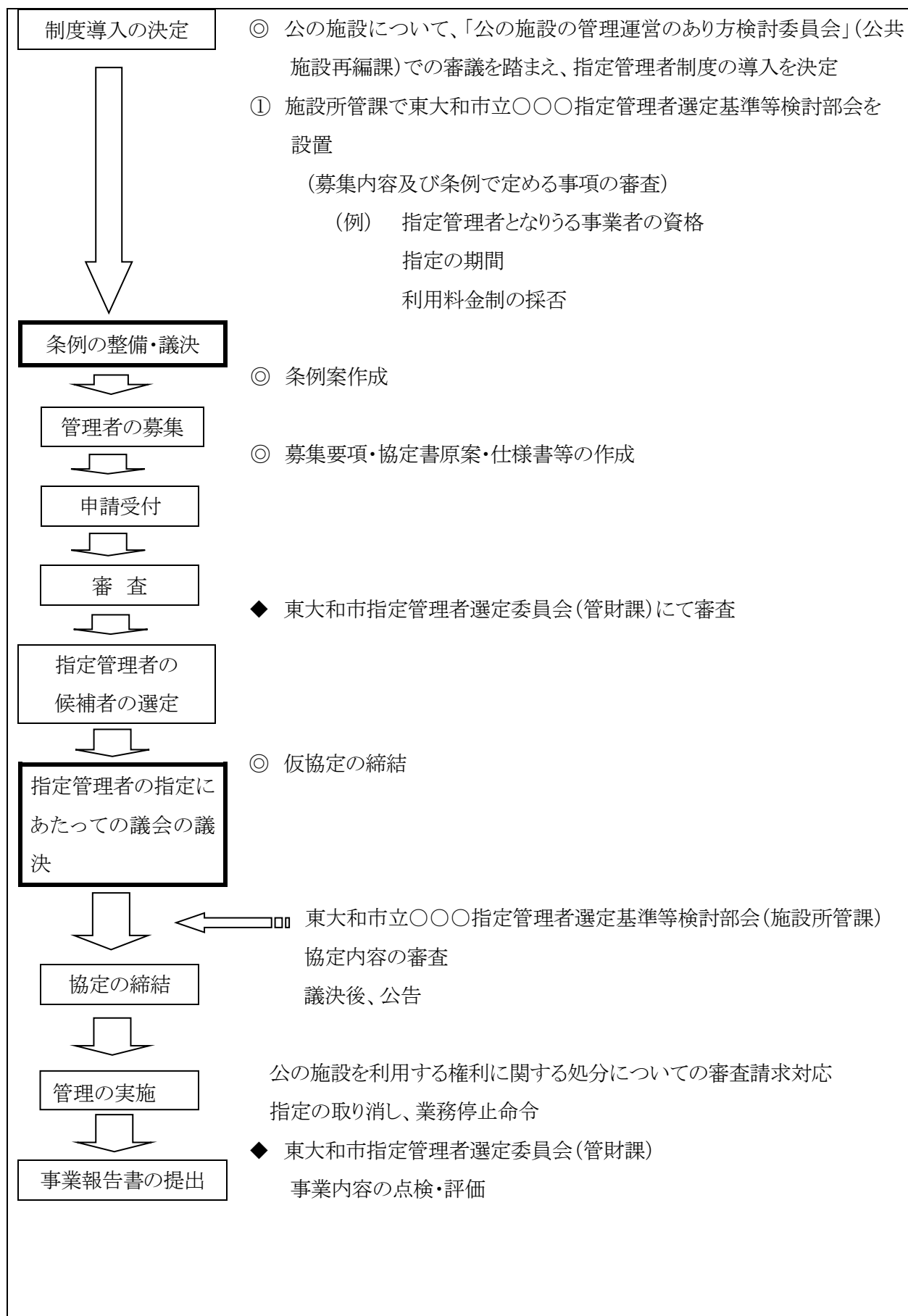
次の事項について調査審議する。

- 1）指定管理者の募集に関すること。
- 2）条例で定める事項に関すること。
- 3）指定管理者と締結する協定に関すること。

（事務局）

事務局は、当該施設所管課とする。

図 〔指定管理者制度における手続きの流れ〕



(2) 条例化

指定手続き等の条例化については、個別の公の施設の設置条例に規定する方法と新たに指定管理者制度に関する共通の手続を規定した包括的な条例を制定する方法の2通りがある。

施設ごとの「業務の範囲」の設定や指定管理者になりうる団体については、施設の特性に応じて個別に判断する必要があることから、包括的な手続条例を制定するとしても、個別の条例で規定すべき項目が多くなることが予想され、包括的な手続条例の内容は限定されることになる。また、条例の作成にあたっては、正確でわかりやすいことが必要とされている。したがって、指定管理者制度を導入する場合の指定手続き等の条例化については、個別の公の施設の設置条例の中に手続規定をそれぞれ盛り込むこととする。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

1) 業務の範囲の基本的考え方

業務委託と指定管理者制度との大きな違いは、公の施設の管理権限が「市」にあるか「指定管理者」にあるかという点にあるが、「管理」という概念は抽象的であるため、指定管理者が行うべき管理の内容は、具体的には、個々の施設ごとに条例で「指定管理者が行う業務」として定めることとする。

具体的には以下の項目が「業務の範囲」となるが、施設の機能や業務内容によって組み合わせが異なる場合がある。

- ① 施設の日常的な管理運営（施設の貸出し・管理・清掃等）
- ② 利用許可に関する業務の実施
- ③ 利用者の処遇の実施（施設の入所サービス等）
- ④ 事業の実施（自主事業の企画、実施に関する業務）
- ⑤ 施設及び附属設備の維持や小規模修繕

なお、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等法令により地方公共団体の長のみが行うこととされている業務について、指定管理者に行わせることはできない。

2) 施設類型別の業務の範囲

以下に施設の類型別に対応した指定管理者が行う「業務の範囲」の設定基準を示し、指定管理者制度を適用する際の指針とする。

施設の貸出しのみを行う施設

「業務の範囲」・・・①②とする。⑤については、実態に合わせて追加する。

利用者の処遇等の事業を行うことを設置目的としている施設

「業務の範囲」・・・①②③とする。⑤については、実態に合わせて追加する。

例外 ② 利用許可に関する業務の実施

原則、指定管理者の業務とする。しかし、施設利用の需要と供給とがアンバランスである等の理由により、市が利用許可に関する業務を行うこととする場合がある。

施設の貸出しとともに事業の実施を設置目的としている施設

「業務の範囲」・・・①②④とする。⑤については、実態に合わせて追加する。

例外 ④ 事業の実施

原則、指定管理者の業務とする。しかし、施設の日常的な管理運営と事業の実施とを切り離すことが効率的かつ効果的であると判断できる場合には、市が事業を直営で行うこととしたうえで業務を委託する。

(4) 休館日・開館時間

新たに公の施設を設置し、指定管理者制度を採用する場合は、制度の趣旨に則り、極力休館日を減少させるとともに、開館時間の拡大を図ることとする。

既存の公の施設を指定管理者制度に移行する場合は、現行に比較し、休館日の減少と開館時間の延長等を図り、利用者のサービス向上を目指すこととする。

(5) 使用許可の基準・使用制限の要件

公の施設は、公平な市民利用を図ることを原則とする。

したがって、利用者に対する使用許可基準を明確にするとともに、使用制限の要件についても基準をより明確にすることとし、指定管理者の裁量による不適切な運用が発生しないよう、当該公の施設の設置条例や規則等の整備を行う。

(6) 指定管理者の指定を受けるための応募資格、応募者の制限

指定管理者となりうる団体は、資格要件について法律上制限がなくなった。

しかし、公の施設の事業内容によって、指定管理者となりうる団体は異なり、一律には判断できないため、指定管理者の指定を受けるための応募資格は、公の施設ごとに「指定管理者選定基準等検討部会」で審査することとする。

また、応募者の制限として、次に該当する団体は応募者となることができないこととする。

- ① 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない団体
- ② 国税又は地方税を滞納している団体
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消された団体で、その取消の日から2年を経過しないもの

- ④ 市長、副市長若しくは地方自治法第 180 条の 5 の規定により設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下これらを「市長等」という。）又は議員が、役員若しくはこれに準ずべき者又は支配人となっている団体（市長等にあつては、東大和市が資本金、基本金その他これらに準ずべきものの 2 分の 1 以上出資している団体を除く。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体
- ⑥ 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している団体
 - ア 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 公務員であつた者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しないもの
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する団体
- ⑧ 応募書類提出時点において、東大和市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は更生手続きをしている団体
- ⑩ 指定管理者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体

（７）指定管理者の指定期間

指定期間は、「３年から 10 年程度」とし、公の施設ごとに、指定管理者が行う業務の範囲を考慮して、「指定管理者選定基準等検討部会」で決定する。例えば、施設の維持管理を主な内容とする場合は比較的短期間とし、職員の専門性が重視され、人材育成を必要とする場合は長期間とする。

（８）利用料金制の採用

施設使用の対価（使用料）を受託者の収入とする利用料金制度を活用していくこととする。

利用料金制度を採用する場合は、原則として、条例で定める利用料金の範囲内で、指定管理者が自治体の承認を受けて利用料金を定めることになる。

ただし、この場合も、公の施設の設置条例の中にその基本的枠組み（利用料金の金額の範囲、算定方法等）を定める必要があり（地方自治法第 244 条の 2 第 9 項）、かつ市長の承認が必要であるから、指定管理者が自由に料金を設定できるわけではない。

また、「公益上必要があると認める場合」には、指定管理者に利用料金を定めさせず、条例で利用料金を具体的に定めることも可能である。

市において、この利用料金制を採用するかどうかは、各個別の施設の特性に応じて検討する必要があるため、一律な方針は設定せず、「指定管理者選定基準等検討部会」で募集条件として決定するものとする。

3 選定

(1) 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定の公正性及び透明性並びに指定管理者による良好なサービス水準及び適正な運営を確保するために設置する。

[指定管理者選定委員会の組織・所掌事項]

(組織)

副市長、教育長（教育委員会が所管する施設の指定管理者の候補者の選定に関することに限る。）、政策経営部長、行政管理部長、市民生活部長、保険担当部長及び教育部長の職にあるものをもって組織し、委員長は副市長とする。

(所掌事項)

次の事項について調査審議する。

- 1) 指定管理者の指定を受けようとする事業者の評価基準に基づく評価及び指定管理者の候補者の選定に関すること。
- 2) 指定管理者の事業内容の評価及び指導に関すること。
- 3) 指定管理者の指定の取消し及び業務の停止命令に関すること。

(事務局)

事務局は、行政管理部管財課とする。

(2) 指定管理者の選定のあり方

指定管理者の選定にあたっては、原則として複数の応募事業者から選考するものとする。

ただし、次のような場合には、例外的に特定の事業者をもって指定管理者に選定できるものとする。

- ① 当該施設の管理運営を行う団体を設立するため、市が団体の構成員となる市民の公募又は地縁団体へ働きかけを行った結果、設置された団体を指定管理者とする場合
- ② 施設の事業内容によって、事業の継続性という観点や現受託団体の実績等から現受託団体を引き続き指定管理者として指定することが最適であると客観的に認められる場合

しかし、この基準は、恒久的に適用するものではなく、将来、他に担い手となる団体が出現するなど、複数の事業者から選考することが可能となった場合には、原則に戻って、複数の事業者から選考していくこととする。

(3) 指定管理者の選定の際の評価基準

施設の特性如何にかかわらず必要となる基準は次のとおりとし、さらに細かな評価基準は、施設ごとに「指定管理者選定基準等検討部会」で決定し、募集要項に掲載する。

- ・施設の平等な利用が確保されること。
- ・事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理の効率化を図る

ことができること。

- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) 指定管理者の公募の実施

指定管理者を指定しようとするときは、原則として公募するものとする。

なお、公募にあたっては、告示、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用する。

公募期間は、1か月程度とする（ただし、事前に十分な情報提供を実施すること）。

施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募事業者から提案を受ける提案型公募を実施する。

募集要項の主な内容及び標準的な公募スケジュールは以下のとおりである。なお、具体的な募集要項の策定及び公募スケジュールの設定にあたっては、施設の設置の目的、状況、民間事業者の応募機会の確保等を考慮するものとする。

① 募集要項の主な内容

・公募の概要	・公募のスケジュール
・基本的な運営方針	・施設の概要
・指定管理者が行う業務	・指定の期間
・指定管理業務に関する経費	・管理の基準
・市と指定管理者のリスク分担	・管理責任者の指定
・応募資格・条件	・応募の手続き
・応募のための提出書類	・選定
・指定管理者の指定、協定の締結	・事業実施状況の監視等
・その他の事項	

② 標準的な公募スケジュール

公募スケジュールⅠ（指定の議決を第2回市議会定例会とし、次年度4月から指定管理者による管理運営を開始する場合の例）

日程	作業内容
1月上旬	募集要項配布開始
1月中旬（1日）	公募説明会
1月中旬（1日）	施設案内会
1月下旬（2日）	質問書受付
2月中旬	質問書回答
3月上旬（2日）	応募書類受付
3月中旬	第1次審査（書類審査）
3月下旬	第1次審査結果の通知
4月中旬	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
4月下旬	指定管理者の候補者の選定

5月中旬	仮協定の締結
第2回市議会定例会	指定管理者の指定、市議会の議決
可決後	指定管理者の指定の通知及び告示
第3回市議会定例会	債務負担行為の設定、市議会の議決
翌年4月1日	指定管理者による管理業務の開始

公募スケジュールⅡ（教育委員会の管理施設で、指定の議決を第3回市議会定例会とし、次年度4月から指定管理者による管理運営を開始する場合の例）

日程	作業内容
3月上旬	募集要項配布開始
3月中旬（1日）	公募説明会
3月中旬（1日）	施設案内会
3月下旬（2日）	質問書受付
4月中旬	質問書回答
4月下旬（2日）	応募書類受付
5月中旬	第1次審査（書類審査）
5月下旬	第1次審査結果の通知
6月中旬	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
6月下旬～7月上旬	指定管理者の候補者の選定
7月中旬	仮協定の締結
7月下旬	教育委員会定例会（付議）
第3回市議会定例会	指定管理者の指定、市議会の議決
可決後	指定管理者の指定の通知及び告示
第4回市議会定例会	債務負担行為の設定、市議会の議決
翌年4月1日	指定管理者による管理業務の開始

（5）選定結果の公表

指定管理者の候補者を選定した際には、選定結果として、応募団体の名称、審査結果の概要（審査点数）、選定理由を市公式ホームページにおいて公表するものとする。

また、公表については、その旨を募集要項に明示する。

4 協定

（1）指定管理委託料の取り扱い

「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日付け 総務省自治行政局長通知）の中で、指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定することとあり、指定管理者の指定にあたっては、債務負担行為を設定することとする。

(2) 協定に盛り込むべき内容

指定管理者制度の透明性を確保するために、標準仕様書として、次の事項を協定内容に盛り込むこととする（基本協定及び年度協定）。

基本協定の主な内容

- ① 総則（協定の目的、指定期間に関する事項等）
- ② 業務の範囲と実施条件に関する事項
- ③ 業務の実施（第三者による実施、管理物件の修繕等、情報管理・情報公開等）に関する事項
- ④ 備品の取り扱いに関する事項
- ⑤ 業務実施にかかる市の確認事項
- ⑥ 指定管理委託料に関する事項
- ⑦ リスク分担、損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑧ 指定期間の満了に関する事項
- ⑨ 指定期間満了以前の指定の取り消しに関する事項
- ⑩ 指定管理者が管理する施設における避難所等運営に関する事項
- ⑪ 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担に関する事項
- ⑫ その他特に必要な事項

年度協定の主な内容

- ① 当該年度に指定管理者が行う業務内容
- ② 当該年度に指定管理者に支払うべき指定管理委託料
- ③ 当該年度の指定管理委託料の精算

5 管理

(1) 指定管理者が行う業務の再委託

指定管理者は、指定管理者が行う業務のすべてを包括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 指定管理者制度を適用した場合の苦情等への対応

- ① 指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求

指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、市長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、市長に対して審査請求をするものとされている（地方自治法第244条の4第1項）。

上記審査請求については、市長が議会に諮問し、これを決定しなければならない（地方自治法第244条の4第2項）。議会は、前述の諮問があった日から20日以内に意見を述べなければならない。（地方自治法第244条の4第3項）。

- ② 施設利用に際してのサービス内容についての苦情等

利用者の苦情対応については、まず、指定管理者が対応すべきであり、その体制を整備することが、指定管理者となるうえで必要なことである。よって指定管理者との間で締結する協定において、苦情処理に関する事項を明らかにするものとする。また、市としても、苦情等の実態を把握し、適切な対応が取られるよう指導していくことが必要である。

(3) 指定管理者の監督と事業内容等の点検

指定管理者制度を導入するにあたっては、指定管理者によるサービス水準の確保と適正な運営の確保とが重要な事項であり、そのための事業実施内容の点検は欠くことのできないものである。

そこで、指定管理者に対する監督、事業内容等の点検は次のように実施していくこととする。

① 事業計画書及び事業報告書の提出

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の詳細な事業計画については、毎年度予算編成までに指定管理者と市が協議し決定するものとする。事業計画には、特に指定管理者の「経営理念」が明確に表現されたものとする。

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させるものとする。

事業報告書には次の項目を記載するものとする。

- ・管理業務の実施状況
- ・公の施設の利用状況（利用者数、利用不承認等の件数及びその理由）
- ・料金収入の実績（利用料金制を採用した場合）
- ・管理経費等の収支状況
- ・その他管理の実態を把握するために必要な事項

② 事業実施内容の評価と指導

指定管理者制度導入の検証・評価については、毎年度行うものとし、提出された事業報告書及び事業計画書をもとに行うものとする。ただし、検証・評価に必要な資料を別途、指定管理者から提出させることができるものとする。

前記の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対して適切な指示・指導を行うものとする。この場合、文書をもって、さらに指定管理者の責任者に直接改善を求めるものとする。また、必要に応じて実地調査を実施するものとする。

検証・評価を担当する機関は、施設所管課及び「指定管理者選定委員会」とする。

評価結果については、指定管理者に通知後、市公式ホームページに公表するものとする。

③ 指定管理者の監査

地方自治法第199条、第252条の37、第252条の42により、監査委員は、必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは指定管理者の行う事務についても監査することができる。

前記の規定を十分活用し、指定管理者制度の運用を図るものとする。

④ 指定の取り消し及び業務停止命令

すでに指定を行っている指定管理者の指定の取り消しや業務の停止命令ができるのは、市

の指示に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由がある場合である。

市が正当な理由もなく一方的に指定の取り消し等を行った場合は、指定管理者から指定の取消訴訟や国家賠償法に基づいて賠償請求される場合も想定される。

なお、指定の取り消し及び業務停止命令を担当する機関は、施設所管課及び「指定管理者選定委員会」とする。

（４）指定管理者が管理する公の施設で事故があった場合の損害賠償請求等の対応

① 市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合

市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合、市に損害賠償義務が生じることとなる（国家賠償法第２条）。ただし、指定管理者が行った維持補修等に原因がある場合には、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合もありえる（民法第７０９条）。

② 施設の管理に瑕疵があり、損害が生じた場合

指定管理者の管理に過失があった場合、指定管理者には損害賠償義務が生じる（民法第７０９条）。

また、施設設置者である市にも損害賠償義務が生じる（国家賠償法第２条）。

したがって、損害を被った者は、指定管理者と市とのどちらを相手に損害賠償を請求してもよいことになる。

③ 損害賠償に関する市と指定管理者との関係

指定管理者と市との両方に損害賠償義務が生じる場合、損害を被った者の請求に応じてどちらかが損害賠償金を支払った場合には、市と指定管理者との事故に対する責任の割合に応じて、相手方に対し、求償を行うことになる。

６ 個人情報保護・情報公開

（１）個人情報の適正な取り扱い

指定管理者はその従業員も含め、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、指定管理者の責務として保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

さらに、協定書等に「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を添付するなどし、個人情報の適正な取り扱いをすること。

（２）情報公開

① 指定管理者の選定過程における文書の情報公開

指定管理者の選定過程において作成される文書（応募者から提出のあった文書も含む）は、原則として公開対象であるが、東大和市情報公開条例上「非公開情報」にあたるものを含んでいる場合は、その部分を非公開とする。

また、その旨を募集要項に記載し、応募者に対し周知するものとする。

<非公開情報となり得る情報>

ア 個人情報（条例第 7 条第 2 号）

（応募事業者の担当者氏名、携帯電話番号、メールアドレス等）

イ 法人等の事業活動情報（条例第 7 条第 3 号）

（具体的な提案内容、法人等の技術ノウハウ、社員の採用・配置計画等に関する情報）

ウ 法人等の信用情報（条例第 7 条第 3 号）

（取引先金融機関、財務状況等で、法令により公にすることが求められている内容以上の詳細な情報）

エ 応募事業者の評価に関するもの（条例第 7 条第 3 号）

（採点表（優先交渉（契約）業者に係る部分を除く））

② 指定管理者選定委員会・指定管理者選定基準等検討部会の会議の非公開

率直な意見交換が損なわれるおそれがあると想定され、また、具体的な法人の技術情報や信用情報にかかわる内容が取り上げられる可能性があるため、会議そのものについては非公開とする。

③ 指定管理者に対する情報公開請求

東大和市情報公開条例第 32 条「公の施設の指定管理者の情報公開」に基づき、指定管理者はこの条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、市長、教育委員会等の実施機関は、指定管理者に対し情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。